

一般社団法人島根県レクリエーション協会新規団体設立助成金交付規程

(趣 旨)

第1条 この規程は、島根県内において公益財団法人日本レクリエーション協会公認指導資格保有者（以下、「有資格者」という。）が中心となり、新たな生涯スポーツ・レクリエーション関係団体が設立される際に、一般社団法人島根県レクリエーション協会（以下「本会」とする。）が設立準備金として経費の一部を助成する。

(目 的)

第2条 有資格者が中心となって新規に設立する団体に対し設立助成をすることにより、島根県の生涯スポーツ・レクリエーション活動の普及振興を図るとともに有資格者への活動支援を目的とする。

(助成対象)

第3条 この助成金の対象となる団体は次のとおりとする。

- (1) 新規に設立する団体であること（組織の再構築（統合、エリア拡大等）の場合は対象外）
- (2) 新規設立に際し、有資格者が5名以上関わっていること
- (3) 団体の種別は次のとおりとする
 1. 地域におけるレクリエーション運動の総合的統括団体として適當な組織を有している団体（地域団体）
 2. それぞれの種目ごとの全県的統括団体として適當な組織を有している団体（種目団体）
 3. それぞれの領域等の全県的団体として適當な組織を有している団体（領域団体）
- (4) 設立後は本会へ入会をする団体であること
- (5) 1種目1領域に対して1団体であること

(助成金額)

第4条 この助成金は、1団体に対し30,000円とする。

(助成金交付等の手続き)

第5条 この助成金の交付申請等については、次のとおりとする。

- (1) 助成の交付を受けようとする団体は、助成金交付申請書（様式1）を本会会長宛に提出する。
- (2) 本会会長は提出のあった交付申請書を総務委員会で審議し、適當と認めたときは助成金交付決定通知書（様式2）をもってその団体に対し通知し、助成金を交付するものとする。

(付 則)

この規程は、令和6年5月18日より施行する。